

# 岐 阜 県 公 報

第 四 百 七 十 三 号  
令 和 六 年 三 月 五 日

( 火 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない

区域の指定の解除

保安林の解除をしようとする旨の通知

道路の供用開始

土砂災害警戒区域の指定

土砂災害特別警戒区域の指定

岐阜都市計画道路事業の認可

### 公 示

開発行為の工事の完了

( 環 境 管 理 課 )

( 森 林 保 全 課 )

( 道 路 維 持 課 )

( 砂 防 課 )

( 同 )

( 都 市 整 備 課 )

( 建 築 指 導 課 )

七五ハシ

七五

七六

七六

七八

七九

七九

## 告 示

岐阜県告示第八十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和六年三月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

令和五年岐阜県告示第三百十号により指定した区域（中津川市中津川字地藏堂九一番一七の一部）の全部

二 指定に係る特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

岐阜県告示第八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和六年三月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所  
可児市愛岐ヶ丘二丁目一八六、一八七、東帷子字鍛冶屋洞三八二七の一八から三八二七の二〇まで
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

岐阜県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年三月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	美濃山線	郡上市美並町大原字宮裏一七九番二地先から同市同町同字瘡神一五九番三地先まで	二〇・四	令和六・三・五	令和元・三・二〇

岐阜県告示第八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年三月五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上ヶ平2	下呂市森	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀧添	下呂市森	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
コケノ	下呂市少ヶ野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仏洞2・神林	下呂市小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽谷	下呂市野尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下島	下呂市野尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
渡瀬3・渡瀬2	下呂市蛇之尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ソト	下呂市御厩野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池田	下呂市御厩野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米搦平	下呂市御厩野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
色田	下呂市御厩野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩野	下呂市御厩野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
洞田	下呂市保井戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊煉	下呂市久野川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬瀬戸	下呂市久野川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬瀬戸2	下呂市久野川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
国ヶ平	下呂市夏焼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東平2	下呂市夏焼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島野・島野2	下呂市夏焼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
有里平	下呂市夏焼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
渡瀬	下呂市蛇之尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊



岐阜県告示第九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年三月五日

岐阜県知事 古 田 肇

馬瀬戸 2	下呂市久野川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬瀬戸	下呂市久野川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊煉	下呂市久野川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
洞田	下呂市保井戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩野	下呂市御麿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
色田	下呂市御麿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米搦平	下呂市御麿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池田	下呂市御麿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ソト	下呂市御麿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
渡瀬 3・渡瀬 2	下呂市蛇之尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下島	下呂市野尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽谷	下呂市野尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仏洞 2・神林	下呂市小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
コケノ	下呂市少ヶ野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
溝添	下呂市森	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上ヶ平 2	下呂市森	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類

和合	下呂市御麿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中屋	下呂市御麿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向	下呂市蛇之尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小野ヶ平	下呂市門和佐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺ヶ洞	下呂市門和佐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野路原	下呂市門和佐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中島	下呂市門和佐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井ノ表 2	下呂市田口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
起ヶ平	下呂市夏焼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上ノ山	下呂市夏焼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丸山 2	下呂市久野川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺ノ垣内 2	下呂市久野川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺ノ垣内 1	下呂市久野川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ソノ平	下呂市乗政	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
春山 2	下呂市乗政	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
唐谷 3	下呂市宮地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西垣内	下呂市門和佐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
窪田 2	下呂市門和佐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
窪田 2	下呂市門和佐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一ノ瀬	下呂市和佐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
渡瀬	下呂市蛇之尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
有里平	下呂市夏焼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島野・島野 2	下呂市夏焼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東平 2	下呂市夏焼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
国ヶ平	下呂市夏焼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

林ヶ洞谷2	下呂市萩原町大ヶ洞	次の図のとおり	土石流
井ノ洞谷2	下呂市田口	次の図のとおり	土石流
東洞谷	下呂市田口	次の図のとおり	土石流
木戸ヶ平谷	下呂市夏焼	次の図のとおり	土石流
上ノ山谷	下呂市夏焼	次の図のとおり	土石流
窪田谷3	下呂市門和佐	次の図のとおり	土石流
海老ヶ島谷	下呂市門和佐	次の図のとおり	土石流
小屋ヶ洞谷	下呂市門和佐	次の図のとおり	土石流
水キムカイ谷	下呂市門和佐	次の図のとおり	土石流
向田谷	下呂市夏焼	次の図のとおり	土石流
筑後谷	下呂市宮地	次の図のとおり	土石流
庄助洞谷2	下呂市蛇之尾	次の図のとおり	土石流
渡瀬谷	下呂市蛇之尾	次の図のとおり	土石流
起ヶ平谷	下呂市夏焼	次の図のとおり	土石流
大洞谷	下呂市焼石	次の図のとおり	土石流
寺ノ垣内谷	下呂市久野川	次の図のとおり	土石流
高ドヤ谷2	下呂市宮地	次の図のとおり	土石流
水上谷2	下呂市宮地	次の図のとおり	土石流
大谷2・大谷3	下呂市門和佐	次の図のとおり	土石流
西垣内谷2	下呂市門和佐	次の図のとおり	土石流
窪田谷2	下呂市門和佐	次の図のとおり	土石流
矢高谷2	下呂市門和佐	次の図のとおり	土石流
矢高谷1	下呂市門和佐	次の図のとおり	土石流
尾羽根谷2	下呂市門和佐	次の図のとおり	土石流
仏洞谷	下呂市小川	次の図のとおり	土石流
小笹	下呂市御厩野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、岐阜都市計画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称  
岐阜市

二 都市計画事業の種類及び名称  
岐阜都市計画道路事業 三・六・五十号 金園町大手線

三 事業施行期間  
令和六年三月五日から  
令和十九年三月三十一日まで

四 事業地  
収用の部分 岐阜市加納中広江町、加納南広江町及び加納新町地内  
使用の部分 なし

公 示

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和六年三月五日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可(変更許可)番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一七七号の六 令和五・七・一九	瑞穂市本田字南縄ノ尻一三〇九番一、一三〇九番五の一部、一三〇番一、一三二〇番五、一三二二番一及び一三二二番五の一部	岐阜県瑞穂市森六五九番地の二 株式会社ハヤシハウジング 代表取締役 林 仁 美
岐阜県指令岐西建築第一八〇号の二 令和五・八・九 岐阜県指令岐西建築第一八八号の一七 令和五・九・二七	本巣郡北方町高屋字東野白二二四二番六、同町高屋字鳥居前道北一一八五番一、一一八五番二、一一八六番一及び一一八六番二 (仮換地 岐阜都市計画事業高屋西部土地区画整理事業 画地番号 四七街区二画地)	岐阜県岐阜市数田南五丁目六番三号 株式会社森住建 代表取締役 森 浩 幸
岐阜県指令岐西建築第一五七号の二 令和五・一・一〇 岐阜県指令岐西建築第一八八号の二二 令和五・二・二六	羽島郡笠松町北及字高坪一五九五番一、一五九六番一及び一五九七番一	愛知県名古屋市中区栄二丁目九番三号 株式会社アイシー 代表取締役 高 岸 元
岐阜県指令岐西建築第一八三号の二 令和五・八・二五	不破郡垂井町宮代字笹原四二七番一、四二八番一及び四二八番二	岐阜県不破郡垂井町一四九九番地の二 株式会社太陽金属工業 代表取締役 長谷川 啓 太
岐阜県指令岐西建築第一八四号の二 令和五・八・一〇	安八郡神戸町大字末守字金が原二〇八番一	岐阜県大垣市鶴見町三九九七番地の二 東新土地株式会社 代表取締役 平 野 博 己
岐阜県指令東建築第九二号 令和三・九・一七 岐阜県指令東建築第九四号の五 令和四・二・二八 岐阜県指令東建築第一一〇号の二 令和五・一〇・二七 岐阜県指令東建築第一一〇号の四 令和六・一・四	恵那市武並町竹折字折坂一九九番三の一部外十八筆及び恵那市所管法定外公共物(水路)	岐阜県恵那市長島町正家二丁目一番地一 恵那市土地開発公社 理事長 大 塩 康 彦

令和六年三月五日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
岐阜文芸社